



発行 新潟県

第 16 号

令和2年2月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 5 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総務事務センター）
- 6 新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（児童家庭課）
- 7 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 200 知事指定薬物の指定（医務薬事課）
- 201 公衆浴場入浴料金統制額の指定（生活衛生課）
- 202 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 203 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 204 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 205 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 206 保安林の指定解除（治山課）
- 207 保安林の指定解除予定（治山課）
- 208 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 209 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 210 公共測量の終了通知（監理課）
- 211 公共測量の終了通知（監理課）
- 212 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 213 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 214 二級建築士又は木造建築士の免許登録要件に係る同等認定（建築住宅課）
- 215 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験資格要件に係る同等認定（建築住宅課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局業務課）
- 新潟県立病院における病院賠償責任保険公募型プロポーザルの結果（病院局業務課）

企業局公告

- 特定調達契約の落札者等（企業局施設課）

規 則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第5号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第27条 (略)</p> <p><u>(平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例)</u></p> <p>第28条 <u>平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、同年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第17条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第16条において例によることとされる法第40条第3項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第3号に掲げる額を第2号に掲げる額に加えた額とする。</u></p> <p><u>(1) 平成31年4月1日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</u></p> <p><u>(2) 平成31年4月1日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）</u></p> <p><u>(3) 次のア又はイに掲げる補償等に関する区分に従い、当該ア又はイに定めるところにより算定される額</u></p> <p><u>ア 年金たる補償等 第1号の支払期月にそれぞれ支払われる額から前号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事が定める率を乗じて得た額の合計額</u></p> <p><u>イ 年金たる補償等以外の補償等 第1号に掲</u></p>	<p>第27条 (略)</p>

<p><u>げる額から前号に掲げる額を控除して得た額</u> <u>(その額が零を下回る場合には、零とする。)</u> <u>に、同号に掲げる額が支給された日を基準と</u> <u>して知事が定める率を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、同項の規定による支</u> <u>給の実施のために必要な事項は、実施機関が定め</u> <u>る。</u></p>	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項又は<u>令第37条第5項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除の申請等)</p> <p>第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 令第19条第1項（令第31条の7又は<u>令第38条</u>において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	左 欄	右 欄	(略)	(略)	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる資金について右欄に定める書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">左 欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">右 欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>臨時児童扶養等資金</u></td> <td style="text-align: center;"><u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u></td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第6条の2 令第8条第5項、令第31条の6第5項、<u>令第37条第5項又は令附則第7条第6項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金据置期間延長申請書（別記第17号様式の2）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除の申請等)</p> <p>第8条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は法第32条第5項において準用する場合を含む。）<u>又は新潟県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（令和元年新潟県条例第24号）第2条の規定により償還の免除を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還免除申請書（別記第19号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 令第19条第1項（令第31条の7、<u>令第38条、令附則第7条第9項又は令附則第8条第3項</u>において準用する場合を含む。）<u>又は令附則第7条第7項（令附則第8条第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書（別記第20号様式）を知事に提出しな</p>	左 欄	右 欄	(略)	(略)	<u>臨時児童扶養等資金</u>	<u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u>
左 欄	右 欄										
(略)	(略)										
左 欄	右 欄										
(略)	(略)										
<u>臨時児童扶養等資金</u>	<u>児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給停止通知書の写し</u>										

3 令第8条第3項ただし書、令第31条の6第3項ただし書又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

第14号様式（第5条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

また、借主は、新潟県による連帯借主又は連帯保証人に対する履行の請求の効力が借主にも生じることについて合意します。

連帯借主は、新潟県による借主又は連帯保証人に対する履行の請求の効力が連帯借主にも生じることについて合意します。

（略）

なければならない。

3 令第8条第3項ただし書（令附則第7条第9項において準用する場合を含む。）、令第31条の6第3項ただし書（令附則第8条第3項において準用する場合を含む。）又は令第37条第3項ただし書の規定により貸付金の繰上償還をしようとする者は、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書（別記第21号様式）を知事に提出しなければならない。

第14号様式（第5条関係）

（略）

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

（略）

ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第14号様式の改正は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第7号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示、削除項及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示、追加項及び追加号並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>次に掲げる書類(その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第30条第1項の規定により同項第1号及び第2号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類に準ずる書類を県指定試験機関(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。)に提出した場合で、第30条第1項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は当該書類に準ずる書類に記載された内容と別記第1号様式による申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は県指定試験機関が交付した2級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに掲げる書類</u></p> <p>ア <u>法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書</u></p> <p>イ <u>知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第5条 法第4条第2項又は第3項の規定によつて2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p>

ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(4) 法第4条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当する者にあつては、別記第1号様式の2による建築実務の経験を記載した書類(以下「実務経歴書」という。)及び別記第1号様式の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違しないことを確認したことを証する書類(以下「実務経歴証明書」という。)

2 法第4条第5項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に、前項第1号に掲げる書類(その書類を得られない正当な理由がある場合においては、これに代わる適当な書類)及び外国の建築士免許証の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

(県指定登録機関への書類の交付)

第23条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第39条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項に規定する添付書類に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と県指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、県指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに

2 前項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「免許証用写真」という。)を貼付しなければならない。

3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1項の申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。

(県指定登録機関への書類の交付)

第23条 知事は、県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 第39条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(学科試験の免除)

第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(他の都道府県知事が行つたものを含む。)に合格した者については、学科の試験に合格した2級建築士試験又は木造建築士試験(以下この条において「学科合格試験」という。)に引き続いて行われる次の4回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、3回)の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)

第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定(第5条第1項を除く。)中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関(第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。)」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

(学科試験の免除)

第28条 2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験(他の都道府県知事が行つたものを含む。)に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した2級建築士試験又は木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の2級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第30条第1項の規定により受験を申し込む場合にあつては同項の受験申込書に別記第9号様式による申請書を添付して、

(受験の申込み)

第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 法第15条第2号又は第3号に該当する者にあつては、実務経歴書及び実務経歴証明書

(3) (略)

2 県指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、県指定試験機関が別に定める受験申込書に、前項各号に掲げる書類に準ずる書類を添えて、県指定試験機関の定めるところにより、受験を申し込まなければならない。

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第39条 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表並びに第30条第2項の受験申込書並びに同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類に準ずる書類を添えなければならない。

3 (略)

第9号様式 削除

同条第2項の規定により受験を申し込む場合にあつては法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「県指定試験機関」という。)の定めるところにより、行わなければならない。

(受験の申込み)

第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験(県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務(以下「2級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次の各号のいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合は、これに代わる適当な書類)

イ 知事が別に定める法第15条第3号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 前ア、イに掲げる者以外の者にあつては、法第15条第3号の規定により同条第1号又は第2号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

(2) 別記第11号様式による建築実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

(3) (略)

2 県指定試験機関が2級建築士等試験事務を行う2級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、県指定試験機関の定めるところにより、受験を申し込まなければならない。

(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第39条 (略)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

3 (略)

第9号様式 (第28条関係)

(略)

第11号様式 削除

第11号様式 (第30条関係)
実務経歴書
(略)

第2条 新潟県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第5条関係)

2 級 建築士免許申請書
木 造

収 入 証 紙 貼 付 欄

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

私は、2級木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写し等を添えて申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏 名 _____ (署 名) 新潟県知事 様		写真 (縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)		
ふりがな氏名	生年月日		年 月 日生	
現住所				
試験に合格した時期・番号	合格通知書付日	年 月 日	合格番号 第 号	
登録申請区分	1 学歴のみ□ 2 学歴及び実務□ 3 実務のみ□ 4 建築設備士□ 5 建築士法第4条第5項□			
1～3 学歴又は実務により申請する場合に記入	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月	建築実務経験期間の合計 年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
4 建築設備士により申請する場合に記入	登録番号		登録の年月日	
	第 号		年 月 日	
5 建築士法第4条第5項により申請する場合に記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときはその罪及び刑_____	
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰 金の刑に処せられたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときはその罪及び刑_____	
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日	年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により1級建 築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありま すか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	あるときは、その日	年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務停止の処分を受け、その停 止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により1級建築士、 2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により2級建築士又は木造建築士の業務を適正に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで きない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※審 査		
※登録番号	※登録年月日	年 月 日
	※受付番号	

別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2 (第5条関係)

実務経歴書

<p>私は、2級 建築士の 試験 を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名_____</p> <p style="text-align: right;">(署 名)</p> <p>新潟県知事 様</p>			
勤務先等			
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計	
		年月～年月	年月数
		年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第1条の2)
年月～年月	年月数		
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計
			年 月
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間
			年月～年月
			年 月～ 年 月
実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等)			

〔記入注意〕

- 1 この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 2 在職期間及び建築に関する実務経験の年数は、学科試験日の前日までで計算します。
- 3 建築実務経験期間欄は、在職中に建築関係の業務を行つた年数を記入してください。在職中に土木関係と建築関係の業務を同時に行つた場合は、建築関係業務の割合を年数に換算して記入してください。（例 1年間土木50%建築50%行つた場合、建築に関する実務経験年数は6月とする。）
- 4 在職中に長期療養等の理由で実際に建築に関する実務に就いていなかった期間は、建築実務経験期間に入れないで計算します。
- 5 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

第1号様式の3 (第5条関係)

実務経歴証明書

年 月 日

新潟県知事 様

証明者 ㊟

住所又は所在地

電話番号

受験申込者又は免許申請者との関係

下記の者が申請した 2級 建築士 受験申込書 免許申請書 に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 受験申込者又は免許申請者の氏名

2 建築実務経歴

建築実務経歴期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成してください。
- 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容について事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
- 虚偽の説明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分又は告発の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対する第1条の規定による改正前の新潟県建築士法施行細則第5条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行日前に行われた直近2回の2級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの2級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対する第1条の規定による改正後の新潟県建築士法施行細則第28条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第200号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－[1－(4－フルオロプロチル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：4F－MDMB－BINACA）及びその塩類
- (2) N－[1－(2－フェニルエチル)ピペリジン－4－イル]－N－フェニルペンタンアミド（通称名：Valeryl fentanyl）及びその塩類
- (3) (8R)－1－アセチル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド（通称名：ALD－52、1－Acetyl－LSD）及びその塩類
- (4) 1－(1，3－ベンゾジオキソール－5－イル)－2－(ブチルアミノ)ペンタン－1－オン（通称名：N－Butylpentylone）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年2月29日

◎新潟県告示第201号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

なお、平成26年3月新潟県告示第328号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、令和2年3月31日限りで廃止する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

大人料金 (12歳以上の者)	中人料金 (6歳以上12歳未満の者)	小人料金 (6歳未満の者)
440円	150円	70円

◎新潟県告示第202号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	3者	下関1826番ほか7筆 1.5ha
新発田市	61者	上中沢佐々木裏1211番1ほか675筆 133.5ha
阿賀野市	11者	新保前川原59番2ほか74筆 8.0ha
胎内市	6者	築地宮の下1476番ほか51筆 11.9ha
聖籠町	5者	真野三枚橋852番1ほか16筆 2.4ha
新潟市	57者	北区新鼻福島潟乙201番4ほか593筆 62.2ha
五泉市	2者	本田屋若宮1813番ほか32筆 2.9ha
阿賀町	1者	鹿瀬城ノ下3318番 0.2ha
三条市	21者	代官島四十間田2727番1ほか173筆 22.6ha
燕市	46者	長所前田川東507番ほか602筆 74.0ha

田上町	4者	田上与五右エ門通へい2139番ほか33筆 3.3ha
長岡市	25者	川崎町野口1538番ほか311筆 43.9ha
見附市	7者	葛巻町六本木90番2ほか21筆 6.3ha
小千谷市	2者	片貝町寺社堀1398番1ほか24筆 3.5ha
出雲崎町	1者	吉水大稲場828番ほか24筆 0.5ha
魚沼市	18者	下倉上ノ原1637番ほか242筆 17.3ha
十日町市	4者	新田島寅乙470番ほか19筆 4.0ha
柏崎市	2者	枇杷島清野3432番1ほか160筆 12.5ha
上越市	16者	東京田戸切200番ほか129筆 23.0ha
妙高市	6者	関山平成7713番ほか43筆 9.4ha
糸魚川市	6者	大和川岩野1848番1ほか54筆 6.6ha
佐渡市	62者	吾潟金山沢1023番1ほか359筆 55.7ha
合計	366者	3,664筆 505.5ha

2 認可年月日

令和2年2月27日

◎新潟県告示第203号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15037	登録年月日	令和元年8月16日					
登録検査機関の名称	有限会社 グリーン							
代表者氏名	代表取締役 平石 博							
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市飯塚1212							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	平石 博	新潟県長岡市飯塚 1212	玄米	K1517180				
	宮澤 亮	新潟県長岡市陽光台1-1534-97	玄米	K152019001				
備考	略称『(有)グリーン』 令和2年2月28日 農産物検査員1名の新規登録。							

◎新潟県告示第204号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

株式会社三条魚市場

新潟県三条市直江町3丁目3番47号

2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場株式会社三条魚市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県三条市直江町3丁目3番47号

生鮮水産物及び冷凍塩干

4 認定年月日

令和2年2月18日

ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第205号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

株式会社新印新潟総合卸売センター

新潟県新発田市中曾根770番地

2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場株式会社新印新潟総合卸売センター

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県新発田市中曾根770番地

青果物及びその加工品

4 認定年月日

令和2年2月19日

ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年2月28日

新潟県新潟地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県新潟市北区島見町字浜原1の22、1の410、1の412、1の415、1の416、1の418、1の419、1の421、1の434

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

港湾施設用地とするため

◎新潟県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県中魚沼郡津南町大字秋成10380の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年2月28日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

監事 新潟市秋葉区中新田40番地 昆 良宏
 " 新潟市秋葉区金津3312番地2 中野 守男
 退任年月日 令和2年1月31日

◎新潟県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
川上	農業用排水施設整備（中山間地域総合農地防災）事業	妙高市	令和元年11月8日

◎新潟県告示第210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、水準測量、深淺測量）
- 2 作業期間 平成30年11月26日から令和2年2月13日まで
- 3 作業地域 南魚沼市浦佐

◎新潟県告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 作業期間 令和元年8月1日から令和2年2月13日まで
- 3 作業地域 柏崎市内（長崎、長崎新田、土合、上原、山本）

◎新潟県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
十日町都市計画用途地域（十日町市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称

種類 十日町都市計画地区計画(十日町市決定)

名称 十日町駅西地区地区計画

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第214号

建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第4項第3号の規定により、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から適用する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 次の表の(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、それぞれの区分に応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年

学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(以下「平成18年改正法施行日」という。)前に昭和51年新潟県告示第1924号第1号から第8号まで(以下「昭和51年告示第1号等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ昭和51年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日以前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ昭和51年告示第1号等に定める年数以上有することとなる者

6 平成18年改正法施行日前から引き続き昭和51年告示第1号等に掲げる課程に在学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ昭和51年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

◎新潟県告示第215号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号の規定により、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から適用し、平成20年新潟県告示第1827号は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

1 次の表の(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日前に昭和51年新潟県告示第1924号第1号から第8号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

公 告

予算の公表について(公告)

令和2年2月20日新潟県議会において議決された令和元年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

令和元年度新潟県一般会計補正予算

令和元年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,894,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,305,896,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 5,785,101	千円 1,757,515	千円 7,542,616	
	第1項 分担金	1,699,607	695,841	2,395,448	
	第2項 負担金	4,085,494	1,061,674	5,147,168	
第8款 使用料及び手数料		15,238,452	15,840	15,254,292	
	第2項 手数料	3,870,246	15,840	3,886,086	
第9款 国庫支出金		163,537,342	12,085,781	175,623,123	
	第2項 国庫補助金	131,201,104	12,085,781	143,286,885	
第13款 諸収入		141,247,766	81,278	141,329,044	
	第6項 収益事業収入	2,809,880	81,278	2,891,158	
第14款 県債		288,008,000	10,954,000	298,962,000	
	第1項 県債	288,008,000	10,954,000	298,962,000	
歳 入	合 計	1,281,001,716	24,894,414	1,305,896,130	

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第3款	県民生活・環境費	第2項 防災費	千円 10,726,641 3,896,150	千円 266,822 266,822	千円 10,993,463 4,162,972
第4款	福祉保健費	第3項 医務薬事費	171,915,161 6,702,152	60,500 60,500	171,975,661 6,762,652
第6款	産業費	第2項 創業・経営支援費 第3項 産業振興費	120,543,185 102,649,251 2,399,272	115,000 15,000 100,000	120,658,185 102,664,251 2,499,272
第7款	農林水産業費	第2項 地域農政推進費 第3項 農産園芸費 第6項 畜産業費 第8項 林業費 第10項 農地基盤整備費	95,665,690 9,044,706 1,742,256 925,354 15,668,839 47,230,778	15,613,136 1,636,110 183 29,690 1,722,801 12,224,352	111,278,826 10,680,816 1,742,439 955,044 17,391,640 59,455,130
第8款	土木費	第2項 道路橋りょう費 第3項 河川海岸費 第4項 砂防費	163,178,073 66,314,584 31,999,740 18,167,055	6,951,744 3,245,797 1,057,401 1,324,480	170,129,817 69,560,381 33,057,141 19,491,535

	第5項 都 市 計 画 費	6,828,714	21,666	6,850,380
	第9項 港 灣 費	9,433,944	1,302,400	10,736,344
第10款 教 育 費		180,673,988	1,887,212	182,561,200
	第1項 教 育 総 務 費	8,985,843	1,699,935	10,685,778
	第4項 特 別 支 援 学 校 費	19,724,212	187,277	19,911,489
歳 出	合 計	1,281,001,716	24,894,414	1,305,896,130

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	千円
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	原子力防災対策費	266,822	
第4款 福祉保健費	第3項 医療業務費	原子力災害医療棟整備補助金	60,500	
第6款 産業費	第2項 創業・経営支援費	地域企業再建支援補助金	15,000	
	第3項 産業振興費	技術支援センター等備品整備費	100,000	
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	1,636,110	
	第8項 林業費	林道開設事業費	560,990	
		民有林造林奨励補助金	161,857	
		合板・製材・集成材国際競争力強化対策補助事業	164,154	
		復旧治山事業費	147,000	
		緊急予防治山事業費	142,800	
		防災林造成事業費	304,500	
		地すべり防止事業費	241,500	

第10項 農地整備費	県管かんがい排水事業費	232,783
	県管ストックマネジメント施設事業費	261,992
	県管農地防災排水事業費	575,077
	県管灌漑水防除事業費	276,486
	県管地すべり対策農地事業費	342,000
	県管ため池等整備事業費	616,666
	県管地盤沈下対策農地事業費	588,000
	国管附帯県管農地防災事業費	160,000
	県管経営体育成基盤整備事業費	7,619,308
	県管農道整備事業費	50,000
	県管中山間地域対策事業費	475,000
	地域農業水利施設ストックマネジメント費	77,315
	団体管農業水利施設安全対策推進費	58,120
団体管中山間地域所得向上支援事業助成費	152,576	

第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	棚田地域振興緊急対策交付金	5,194
		防災検	248,718
		減災対策農業水利施設計画費	
		道路改良築設費	192,897
		災害防除施設費	129,533
		橋りょう補修費	352,331
		雪寒対策機械整備費	301,508
		緊急地方法道路整備費	519,528
		第3項 河川海岸費	6,300
		広域河川改修費	201,600
		河川総合流域防災対策整備費	199,500
		第4項 砂防費	187,200
		地すべり対策費	189,280
第9項 港湾費	104,000		
急傾斜地崩壊対策費			
港湾改修費	690,000		

		港湾施設改良統合補助事業費	88,400
		港湾海岸保全費	124,000
第10款 教育費	第1項 教育給務費	県立学校整備関係費	884
		県立学校ICT環境整備費	1,699,051
	第4項 特別支援学校費	特別支援学校大規模・耐震改修費	127,139
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	3,933
合 計		特別支援学校環境整備費	56,205
			20,708,757

第3表 債務負担行為補正 1 追 加					
事 項	期 間	限 度	額	説 明	
漁場環境保全創造工事調査委託契約	令和2年度	20,000千円			
県営水産物供給基盤機能保全事業工事請負契約	令和2年度	40,000千円			
市町村営漁港施設機能強化事業補助金交付決定	令和2年度	40,000千円			
県営漁港災害復旧工事請負契約	令和2年度	310,000千円			
復旧治山事業工事請負契約	令和2年度	212,000千円			
緊急予防治山事業工事請負契約	令和2年度	232,000千円			
防災林造成事業工事請負契約	令和2年度	127,000千円			
奥地保安林保全緊急対策事業工事請負契約	令和2年度	38,000千円			
水源の里保全緊急整備事業工事請負契約	令和2年度	32,000千円			
地すべり防止事業工事請負契約	令和2年度	222,000千円			
山地災害重点地域総合対策事業工事請負契約	令和2年度	50,000千円			

緊急総合地すべり防止事業工事請負契約	令和2年度	32,000千円
復旧治山工事調査委託契約	令和2年度	3,000千円
緊急予防治山工事調査委託契約	令和2年度	22,000千円
防災林造成工事調査委託契約	令和2年度	3,000千円
興地保安林保全緊急対策工事調査委託契約	令和2年度	2,000千円
水源の里保全緊急整備工事調査委託契約	令和2年度	2,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	令和2年度	41,000千円
山地災害重点地域総合対策工事調査委託契約	令和2年度	5,000千円
緊急総合地すべり防止工事調査委託契約	令和2年度	3,000千円
道路改築工事請負契約	令和2年度	100,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	令和2年度	400,000千円
港湾改修工事請負契約	令和2年度	300,000千円

起債の目的		補		正			後		
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	千円 11,454,000	千円 13,624,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	
河川事業費	14,803,000	15,598,000							
海岸事業費	670,000	736,000							
砂防事業費	7,758,000	8,846,000							
公園事業費	627,000	646,000							
港湾事業費	5,016,000	5,910,000							
林道事業費	580,000	870,000							
治山事業費	4,222,000	4,708,000							
農地事業費	11,596,000	15,528,000							
学校教育施設等整備事業費	2,019,000	2,976,000							
地方道路等整備事業費	18,607,000	18,844,000							

						2,550,000			
								298,962,000	
合併特例事業費						2,530,000			
合 計								288,008,000	

令和元年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和元年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,799千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	148,426 千円	24,373 千円	172,799 千円
	第2項 財産収入	37,139	23,445	60,584
歳 入 合 計		148,426	24,373	172,799

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費			千円 147,426	千円 24,373	千円 171,799
		第1項 事業費	57,302	24,373	81,675
歳出	合計		148,426	24,373	172,799

第2表 繰越明許費				
款	項	事業名	金額	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	20,053	千円
		第3次県行造林費	4,320	
合 計			24,373	

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 イオン県央ショッピングセンター
所在地 燕市井土巻字切間710
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置）に関する届出
公告日 令和元年9月20日
- 3 意見の概要
 - (1) 燕市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年2月28日から令和2年3月28日まで

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 原信寺沢店
所在地 五泉市吉沢字加茂田1035番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社原信
 - 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
 - 住所 長岡市中興野18番地2
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社原信
 - 法人代表者氏名 代表取締役 原 和彦
 - 住所 長岡市中興野18番地2
 - ・他3者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年10月18日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計4,201平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数

- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- ・収容台数 計220台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計65台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計150.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計33.71立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社原信
午前7時00分から午後12時00分
 - ・株式会社星光堂薬局
午前9時00分から午後12時00分
 - ・株式会社セリア 他1者
午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 7箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
午前6時00分から午後10時00分
 - ・荷さばき施設2
午前4時00分から午前6時00分
 - ・荷さばき施設3、4、5
午前8時00分から午後10時00分
- 7 届出年月日
令和2年2月17日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和2年2月28日から令和2年6月28日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 栃尾ショッピングセンター

所在地 長岡市滝の下町82 外

設置者 株式会社原信

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,717平方メートル

(変更後) 3,411平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社原信 午前7時00分から午後12時00分

株式会社しまむら 午前10時00分から午後8時00分

(変更後) 株式会社原信 午前7時00分から午後12時00分

株式会社しまむら 午前10時00分から午後8時00分

株式会社星光堂薬局 午前9時00分から午後12時00分

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設2 午前8時00分から午後9時00分

荷さばき施設3 午前9時00分から午後12時00分

(変更後) 荷さばき施設1 午前6時00分から午後9時00分

荷さばき施設2 午前8時00分から午後9時00分

荷さばき施設3 午前9時00分から午後12時00分

荷さばき施設4 午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和2年10月18日

4 変更の理由

敷地内に建物1棟を新設することに伴い施設の配置と施設の運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和2年2月17日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年2月28日から令和2年6月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 リップス愛宕
所在地 長岡市東栄1丁目3番28号 外
設置者 高野不動産株式会社 他2者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 未定
(変更後) 株式会社ツルハ
- 3 変更年月日
平成29年4月27日
- 4 変更の理由
テナントが決定したため
- 5 届出年月日
令和2年2月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年2月28日から令和2年6月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ジョーシン燕三条店
所在地 燕市井土巻四丁目175 外
設置者 上新電機株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称) ジョーシン燕店
(変更後) ジョーシン燕三条店
- 3 変更年月日
平成22年4月23日
- 4 変更の理由
店舗名称が決まったため
- 5 届出年月日
令和2年2月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、燕市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間
令和2年2月28日から令和2年6月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、印刷機の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 入札に付する事項

- (1) 品名及び数量
印刷機 1台
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年3月24日（火）～令和7年3月23日（日）まで
- (4) 納入場所
新潟県立十日町看護専門学校（仮称）
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 〒948-0037
新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地（新潟県十日町地域振興局内）
新潟県病院局業務課 県立看護専門学校設立準備班
電話番号 025-757-5900（直通）
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限
令和2年3月5日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月10日（火）午前11時00分
新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積もる契約金額（1ヶ月当たりの貸借料（消費税及び地方消費税を含む。））に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額（1ヶ月当たりの貸借料（消費税及び地方消費税を含む。））に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。また、令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

新潟県立病院における病院賠償責任保険公募型プロポーザルの結果について（公告）

新潟県立病院における病院賠償責任保険公募型プロポーザルについて、審査の結果、最優秀提案者及び次点者を次のとおり特定したので公告する。

令和2年2月28日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 最優秀提案者
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
株式会社自治体病院共済会
SOMPOリスクマネジメント株式会社
- 2 次点者
東京海上日動火災保険株式会社
IMK高月株式会社
株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO
株式会社富有社
東京海上日動メディカルサービス株式会社

企業局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年2月28日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

1 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(1) 特定役務の名称

R元新工委2第6号新潟臨海工業用水道汚泥運搬・処分業務委託

(2) 特定役務の仕様及び需要数量

脱水汚泥（フレキシブルコンテナバック入り）運搬・処分

※当該脱水汚泥は、100Bq/kg以下の放射性セシウムを含有する。

需要数量 約25,000トン

需要数量は容量及び含水率等からの推定により算出したものであり、実績による数量を保証するものではない。

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

新潟県企業局総務課総務係

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者を決定した日

令和2年2月7日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 明星セメント株式会社糸魚川工場

新潟県糸魚川市上刈七丁目1番1号

(2) 八戸セメント株式会社

青森県八戸市大字新井田字下鷹待場7番1号

(3) デンカ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

5 落札金額と落札数量

(1) 明星セメント株式会社糸魚川工場

31,900円／トン

10,000トン

(2) 八戸セメント株式会社

33,330円／トン

5,000トン

(3) デンカ株式会社

35,200円／トン

10,000トン

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告日

令和2年1月7日

8 落札方式

複数落札入札方式